

件名	松前町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	上下水道課
関係課	
改正対象	松前町水道事業の設置等に関する条例（昭和 43 年松前町条例第 29 号）
根拠法令等	
改正理由	水道事業及び下水道事業の業務に関する負担付きの寄附の受領等及び町の支払うべき損害賠償の額の決定に係る議会の議決を要する範囲の適正化を図るため、所要の改正を行うものである。
改正の主な内容	・議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等及び町の支払うべき損害賠償の額の決定の範囲の改正。
施行日	令和 2 年 4 月 1 日
【その他参考事項】	